

制限付き一般競争入札執行公告について

制限付き一般競争入札により契約を締結するので、下記のとおり公告します。

1 入札に付する事項

業務番号等	宍総財委第080101号	
業務名	宍粟市市有施設自家用電気工作物保安管理業務	
業務履行場所	仕様書による	
履行期限 (又は履行期間)	令和 11 年 3 月 31 日限 ※契約締結予定日は令和8年4月1日とする。 ※宍粟市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1項第2号に基づく長期継続契約であり、翌年度以降歳出予算の減額又は削除があった時は契約を解除することがある。	
入札参加形態	単体企業	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100以上の契約保証金を要します。ただし、200万円以下の契約等にあつては免除することがあります。	
予定価格	落札者決定後に公表します。	
最低制限価格制度	なし	
現場説明会	なし	
契約書	市が定めた契約書による	
議会の議決	なし	
年割支払	なし	
前金払	なし	
部分払	有り	原則、毎月1回以内の支払いを原則とします。 1ヶ月あたりの業務委託料を支払うこととします。 受注者は、部分払いに相当する業務が完了した旨を市に通知し、市の検認後、書面により当該業務に係る委託料を請求することができます。市は、この請求を受けた日から30日以内に委託料を支払います。
契約条項等を示す場所	総務部財務課	
その他	本件は、施設ごとに落札者を決定します。	

2 入札参加資格(宍粟市入札参加登録をしている者で以下の要件を満たすこと)

地域区分	市内業者として登録している者
登録業種	令和7・8年度 入札参加登録業種のうち物品(一般)・役務「自家用電気工作物保安管理業務」に登録している者 ただし、入札書提出期日までに上記業種に登録完了した者も可とします。
参加要件	電気事業法施行規則第52条の2の規定に該当し、仕様書に基づく業務を履行可能な者
その他要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。 2 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けたものはこの限りではありません。 3 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札に関する質疑回答

質問の期限、提出先	公告の日から令和8年2月27日(金)午後1時0分まで(厳守) 総務部財務課FAX(0790)63-3061 E-mail:zaimu-ka@city.shiso.lg.jp ※指定用紙により、FAX又はメール送信し、送信後は提出先まで必ず電話連絡してください。 総務部財務課TEL(0790)63-3125 ※期日を過ぎたものや電話による質問は受け付けません。
質問に対する回答	令和8年3月2日(月)午後1時0分以降、宍粟市ホームページに掲載

4 入札の日時及び方法

日時	令和8年3月6日(金)午後5時必着 (※提出期限までに入札書の提出がない場合は、無効とします。)
方法	簡易書留郵便に限る。 (持参及び普通郵便は認められません。) ※入札書が書留等の郵便局が配達した事実の証明が可能な方法により所定の場所に到着していること。なお、入札書については所定の様式とします。
提出先	宍粟市総務部財務課
内訳書の提出	なし

5 開札の日時及び場所

開札日時	令和8年3月10日(火)午前9時0分 ※開札時間が前後する場合があります。
開札場所	宍粟市本庁舎3階 庁議室 ※開札の様子はご自由に観覧いただけます。
開札結果の公表	落札者が決定した後、予定価格、落札者名及び落札金額並びに入札参加者名及び入札参加者全員の応札金額についても市役所掲示板及びホームページにて公表します。

6 その他

注意事項	1 業務内容等にかかる詳細な事項については、仕様書を確認の上入札してください。
無効となる入札	1 入札に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 2 その他、宍粟市入札のしおり第11に該当する入札
入札に関する条件	
1 関係法令、宍粟市入札のしおりを遵守し入札に参加してください。 2 入札執行の際に内訳書等添付書類の提出を指示している場合は、必ず提出してください。(提出なき場合は、「無効扱い」。)	
入札書に関する注意事項	
1 入札書については所定の様式とします。 2 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とします。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。ただし、特に指示したときはこの限りではありません。 3 入札金額の頭に、¥マークを入れること。※¥マークが無い場合は、無効とします。 4 入札書の日付は、開札日ではなく、入札書を作成した日付とします。(公告日から入札期限までの間の日付であればいつでも可) ※開札日を記載した場合や記載が無い場合は、無効とします。 5 契約方法欄に電子契約の希望の有無を記載してください。なお、電子契約を希望する場合は、契約業務に使用するメールアドレスを記載してください。	
封筒に関する注意事項	
1 封筒(任意)表側に、「宍粟市郵便入札専用封筒様式」をノリ付けし、入札書を封入してください。 上記の様式は、「宍粟市ホームページ」⇒「事業者の方へ」⇒「入札」⇒「入札公告」⇒「入札封筒について」で確認できます。 2 専用封筒様式に件名、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載してください。	
契約の締結	
1 契約金額が1件1千万円以上の場合には、登記事項証明書(契約締結の予定の日から3ヶ月以内のもので、現在の役員等に変更がないもの。写し可)を提出してください。また、下請契約についても同様の取扱いとします。 2 入札に関し公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は、契約を締結しません。また、契約締結後であっても公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は、契約を解除することがあります。 3 契約締結後、宍粟市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当することが判明した場合には、契約を解除し違約金を徴収します。	
その他	
1 配置する技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係(契約日以前に3ヶ月以上の雇用関係)があること。 2 受注者又はその下請業者が、暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、警察への届出等並びに発注者への報告を怠ったときは、指名停止の対象となります。	